

広島県告示第七百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年七月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
溝口地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

東広島市						郡市・区
高屋町						町
溝口						大字
						字
三五五番三	三五四番三	三三八番	三二四番	三三三番三	地番	標柱番号
標柱六号	標柱五号	標柱三号及び四号	標柱二号	標柱一号		